

特別養護老人ホーム多床室整備について

1 令和 2 年度高齢者福祉施設等施設整備に係る協議方針（抜粋）

2 介護保険関連施設の整備

（１）特別養護老人ホーム（併設するショートステイ用居室を含む。）

ア 整備方針

かながわ高齢者保健福祉計画に基づき積極的に整備を促進する。

イ 留意事項

（イ）創設については、原則としてユニット型とするが、多様なニーズに対応するため、ユニット型と多床室との合築とすることも認める。

（オ）多床室を整備する場合は、個々の居室利用者の生活空間の三方が、カーテンでなく間仕切り、家具等で仕切られ、視線が遮られるなど多床室であってもプライバシーが配慮された個室的な空間が確保され、かつ、利用者のニーズの変化等に対応するため、将来的に個室への改修が可能な仕様であることとする。

2 平成 25 年度以降の施設類型別の整備状況（H25.4～R2.10）

施設数	施設数	整備数
H25～R2 整備施設合計	31 施設	2,617
ユニット型	27 施設	2,458
従来型	4 施設	159
うち個室	1 施設	1

3 特別養護老人ホーム従来型多床室の整備事例

【事例】 平成 28～29 年度整備

(平成 29 年 10 月 1 日開設、従来型 30 床ユニット型 70 床)

(特徴)

- ユニット型と同様に定員 10 名の設えとなっている。
- 食堂兼機能訓練室は併設のユニット型特別養護老人ホームの共同生活室とほぼ同様の仕様であり、全ての居室が見渡せる構造である。便所も 10 人に対し、3 つ設けられている。
- 居室は 4 人居室×2、2 人居室×1 の構造、それぞれの居室には入居者のスペースごとに出入口を設置、各入居者の視線を仕切り壁で仕切るなどプライバシーに配慮した構想となっており、将来の個室化も可能である。
- 洗面所が居室ごとに設けられている。

4 人部屋



食堂
(共有スペース)

